

## 箕面粟生第二住宅自治会 個人情報名簿規定

### 第1条 【名簿作成の目的】

名簿の作成にあたっては、「自治会活動の連絡、会費の徴収、案内等の配布」など自治会活動を円滑に行う目的のために作成する。

### 第2条 【本人の同意の取得及び第三者への提供】

名簿情報は、入会申込書などを通じて本人の同意を得て取得し、本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 警察からの照会
- (2) 災害発生時の安否確認
- (3) 会員名簿の印刷を業者に委託する場合

### 第3条 【管理】

自治会の事務局において盗難、紛失等の無いよう適切に管理する。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売の禁止などの注意を呼びかける。

### 第4条 【提供に関する記録義務】

提供先などを記録し、一定期間保管する。会員への配布において、名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する。

### 第5条 【委託先の監督】

名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて、次の事項を書面等で確認する。

- (1) 情報の持ち出し禁止
- (2) 委託された業務以外の利用禁止
- (3) 再委託、転売などの禁止
- (4) 業務終了後の名簿の返却、廃棄など

### 【附則】

この規程は、平成30年4月22日より施行する。